



# 衆議院憲法調査会ニュース

H16.3.19 Vol.68

第159回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 3月15日に、広島県広島市において地方公聴会（第9回）を開催しました。

### 意見陳述者（6名）

公務員	佐藤周一君
広島大学大学院教授・医師	秀道広君
元広島平和記念資料館館長	高橋昭博君
団体職員	平田香奈子君
社会福祉法人みどりの町理事長	岡田孝裕君
岡山県議会議員	小田春人君

### 派遣委員（8名）

中山太郎会長	仙谷由人会長代理
船田元君（自民）	渡海紀三朗君（自民）
山花郁夫君（民主）	斉藤鉄夫君（公明）
山口富男君（共産）	土井たか子君（社民）

まず、地方公聴会の開会に当たり、派遣委員団を代表して中山団長から、挨拶を兼ねて会議開催の趣旨及び憲法調査会のこれまでの活動の概要について発言があった後、意見陳述者からの意見の聴取とそれに対する質疑が行われました。

### 意見陳述者の意見の概要

#### 佐藤周一君

- ・現在、失業率は5%前後となっていることを始めとして若者も中高年も失業問題は深刻であり、27条や25条に反する状況である。かつて、生活保護を巡る裁判で「憲法は努力目標」という判断を裁判所が出した例もあるが、当時の経済状況であればそうした弁明の余地があり得たかもしれないが、今の日本の経済規模からすると、もはやそのような弁明はできないはずである。
- ・政府は、巨額の資金を投入してドルを買い支えながら、国民のために使う金を惜しんでいる。このような歪みを正し、雇用保険の失業等給付の給付期間の延長や医療費の負担増回避などの施策により、個人消費も回復し、景気全体も回復する。「改革なくして成長なし」ではなく、「人権なくして成長なし」ではないか。
- ・現在、憲法を改定しようとする動きが強まっているが、まず、その前に、政府に憲法を守らせること、そのことを通じて人権を侵害させないようにするのが国会の役目である。
- ・基本的人権が保障されるためには、戦争がない

ことが絶対条件であり、9条こそ今後の世界の指針であり、9条は絶対に変えてはならない。

- ・地方公聴会の開催の在り方については、もっと多くの主権者が意見を発表できるよう再考すべきである。

#### 秀道広君

- ・広島は、世界で最初の被爆都市であり、国の安全保障について発信するにふさわしい都市である。
- ・我が国が戦後59年間にわたり平和憲法を掲げて平和と個人の権利、自由の拡大を享受してこられたのはむしろ僥倖であって、今後とも同じ状態が続く保証はどこにもない。
- ・戦争、拉致、領土侵犯など国家主権の侵害はあってはならないが、万一起こったときにはそれに対応できる準備をしておくことが必要である。本来、戦争を起こさないことが目的であるはずであるのに、軍隊を持たないことが自己目的化しており、本末転倒である。憲法もまたそのための手段であって目的ではない。憲法が時代に合わなくなってきているのであるから、憲法を変えるべきである。
- ・広島市の市民、県民、被爆者がすべて自衛隊の国軍化に反対していると思うのは誤っている。
- ・軍隊は、国民の生命、財産、自由とともに、国家のアイデンティティを守るものであり、国家のアイデンティティを前文において明らかにすべきである。
- ・先の大戦を通し、我が国、なかんずく広島は、平和のための使命を帯びた。その使命は、現状のような交戦権の放棄と戦争回避のための思考停止ではなく、積極的な平和活動として表現されるべきである。
- ・以上から、9条2項を削除し、自衛隊を軍隊として整備するとともに、前文を全面的に改正し、我が国の歴史、伝統、文化を踏まえた国家像と国際協力主義を明らかにする必要がある。

#### 高橋昭博君

- ・私は中学2年生、14歳のときに被爆し、一年半の闘病生活の後に九死に一生を得た。級友たちの多くは原爆の威力、破壊力を試す実験によって無惨に殺された。亡くなった級友達の死を無駄にしないために、生き残った者が、亡くなった級友たちに代わって、平和に生きる世界を築

く責任を果たしていかなければならない。近く73歳を迎える私は、今なお「生きることの意味」を問い直している。

- ・私は、被爆の苦しみや悲しみ、そして、憎しみを乗り越え、恨み辛みを克服して、戦争のない平和の喜びをかみしめながら、立ち直ることができた。それは世界に冠たる「戦争放棄」と「平和主義」を謳った「日本国憲法」があったからにはほかならない。
- ・私は、憲法の見直し、とりわけ、9条の見直しには断固反対である。我が国は、9条を堅持し、平和外交を基調とする全方位外交を果敢に展開しなければならない。
- ・経済問題、教育問題、治安の悪化など現在の日本には問題が山積している。憲法を見直すより、自衛隊をイラクに派遣するより、世界一安全で平和な日本の復活を成し遂げる努力こそ今最大の急務と言わなければならない。

#### 平 田 香奈子君

- ・私は、環境問題や国際問題に対して何かできないかと思い、NGOの活動に携わってきた。そのような活動をしながら、我が国の難民問題や環境と原発問題、核兵器に対する態度を考えるようになったが、納得できないことが多いと感じた。
- ・そのような経験から憲法を勉強するようになり、憲法を学ぶ中で一番強く感じたのは、やはり憲法を変える必要はないということであった。憲法に書かれていることを政府や国の政治を担っている人たちが全く守っていない、実行していないことに問題があると感じた。
- ・日本は半世紀以上前、アジア諸国を侵略し、大きな戦争を引き起こした。その戦争で、多くの人々の命、生活を奪い、その反省と二度と戦争をしないという誓いの下に日本国憲法は生まれたと考える。しかし、現在、政府のやっていることは、そのような誓いを次々とないがしろにするものである。
- ・日本国憲法は、世界に誇ることでできるものであり、まったく変える必要はない。憲法を調査する前に、政府や国会は、憲法を守ってほしい。憲法に書いてあることを真剣に実行して、その結果を調査してほしい。憲法は、日本の最高のルールであり、それは頭の中で考えてできたものではなく、あの悲惨な戦争の体験、人類の自由を求める闘いの到達点が、条文に書き込まれているものである。

#### 岡 田 孝 裕君

- ・我が国の地方自治は、長い間3割自治と言われてきた。このことは、民主主義国家を形成する上で最も重要な役割を持ち、その基盤となるべき地方自治が不十分で、未発達であることを如実に示している。

- ・地方自治の問題点として、(a)地方自治の現状として、東京への一極集中が進み、中央志向の弊害が現れており、自主自立の精神と自己責任こそが地方自治の基本原則であることにかんがみ、このことを大きな課題として認識すべきであること、(b)国と地方の業務分担と財政については、地方交付税の在り方をはじめとして課題が山積しており、地方財政を地方自治の原点に照らして再構築することが必要であること、(c)地方自治の階層制における重層構造や自治体の規模における対症療法につきはぎから生まれたいびつな構造は改める必要があること、の三点を挙げたい。
- ・成熟しつつある民主主義を更に強固なものに育てていくためには、地方自治の憲法における位置づけも現状のままでは不十分であり、地方自治の基本理念をあらわすものに改正することが必要である。
- ・地方自治の理想の方向性として、「地域社会」と「基礎自治体」を重視し、地方交付税に依存するのではなく、自分たちが納める税金によって市町村の業務や事業が実施されているという「受益と負担」の相互確認こそ地方自治の原点であり、基礎自治体の成立理念であってほしいと考える。
- ・道州制導入も検討されるべきであり、最終的目標として、憲法改正による「連邦制」を目指すべきである。道州制導入に当たっては、中央政府と地方政府の関係について、(a)国と地方の役割分担を明確に憲法に規定すべきである、(b)財政自主権が保障されるべきである、という二点を確立しなければならない。

#### 小 田 春 人君

- ・私は団塊の世代に属する者であるが、団塊の世代は愛国心や日本の歴史、伝統、文化を大切にしている心が相対的に薄い世代のように思える。憲法に対する関心も薄いようであるが、立場はどうあれ、より積極的に憲法論議に参加する意識を持つべきである。
- ・学校における憲法教育は、特定のイデオロギーに偏る傾向があり、このような偏った憲法教育の是正が必要である。憲法調査会としても、学校教育における憲法教育の実態を詳しく調査してほしい。
- ・私は、(a)憲法の制定過程に問題があること、(b)施行後60年近い時の経過の中で、内容を付け加えたり、変更したりする必要が生じていること、の二点から憲法改正が必要であると考えます。
- ・特に、統治機構については、(a)二院制をとりながら両院の選出方法が酷似していることなどから、一院制への改正又は両院の選出方法の変更が検討されるべきであること、(b)最高裁判事の国民審査が形骸化していることから廃止も含めて検討され

るべきであること、の二点を申し述べたい。

- ・地方自治制度は飛躍的に重要性を増しており、その具体的内容を憲法に定めるべきである。団体自治と住民自治で説明される「地方自治の本旨」もより具体的にわかりやすく憲法に明記すべきである。また、国と地方の関係や役割分担も憲法に明記すべきである。

### 意見陳述者に対する主な質疑事項

#### 中山太郎団長

- ・教育は国の礎であり、将来の我が国を担う子ども達の教育がどうあるべきかという問題は、「国のかたち」を考える上で重要である。しかし、現在、学級崩壊、犯罪の低年齢化、社会道徳の崩壊など、教育をめくり、様々な問題が生じている。教育基本法の見直しを含め、新しい教育の在り方が模索されているところであるが、こうした状況を踏まえ、教育の在り方について意見を伺いたい。(全意見陳述者に対して)

#### 渡海紀三朗君(自民)

- ・意見陳述において、陳述者のみなさんが強調しなかった部分、陳述し足りなかった部分があれば、補足をお願いしたい。(全意見陳述者に対して)
- ・国と地方の関係において、国の役割は何と考えるか。(岡田陳述者に対して)

#### 山花郁夫君(民主)

- ・地方自治の推進と国会の在り方について意見を伺いたい。例えば、道州制が導入されると仮定したとき、一院制の導入も考えられるが、二院制を維持しつつ、両院の議員の選出方法を異ならせることも想定できるのではないか。(岡田陳述者及び小田陳述者に対して)
- ・憲法改正反対の意見に立つとき、「憲法保障の在り方」について意見を伺いたい。(佐藤陳述者、高橋陳述者及び平田陳述者に対して)
- ・秀陳述者は、集団的自衛権の肯定・海外への自衛隊の派遣を積極的に認めるべきであるという意見か。(秀陳述者に対して)

#### 斉藤鉄夫君(公明)

- ・現行憲法は人権についておおざっぱに定めているが、これに対して個別的な人権について細かく定めるべきだとする意見もあるが、この意見についてどのように考えるか。(佐藤陳述者に対して)
- ・日本の守るべき名誉、国家アイデンティティとは何か。集団的自衛権について、どのように規定すべきか。9条をそのままにして、自衛隊を現在の解釈で認められるという意見に対して、どのように考えるか。(秀陳述者に対して)
- ・核廃絶を目指す上で立ちちはだかる壁として核抑止論があるが、これをどう乗り越えるべきであると考えるか。(高橋陳述者及び平田陳述者に対して)
- ・9条は、核廃絶に向けての運動に力を持つと考

えるか。(高橋陳述者に対して)

- ・義務教育費国庫負担制度の一般財源化は、全国一律の教育を受ける権利の保障を失わせるのではないかと心配しているが、どのように考えるか。(岡田陳述者及び小田陳述者に対して)

#### 山口富男君(共産)

- ・被爆体験を乗り越えるきっかけが平和主義を掲げた憲法であったということをもより詳しく伺いたい。また、21世紀に9条を引き継ぐために何が大切であると考えているか。(高橋陳述者に対して)
- ・人文字アピールとは、戦争ではなく平和をとというようなことか。その際の若い人の思いはどのようなものか。それは、平和主義や民主主義を見直すいい機会になると考えるが、いかがか。国民が憲法を大事に思う気持ちが国会に反映されていないということをもどのように考えるか。(平田陳述者に対して)
- ・憲法の人権条項のすばらしさをどのようなところに感じるか。年金保険料を引き上げ、給付水準を引き下げること内容として提案されている年金改正案について、どのように考えるか。(佐藤陳述者に対して)
- ・地方自治の現状は、憲法に反しているという認識か。(岡田陳述者に対して)

#### 土井たか子君(社民)

- ・日本のアイデンティティは伝統、文化、誇りであるとの意見があったが、日本の伝統、文化、誇りは9条であると考えているが、いかがか。また、広島体験を日本のアイデンティティにすることが大切であると考えているが、いかがか。(秀陳述者及び高橋陳述者に対して)
- ・意見陳述希望の文章を見ると、圧倒的多数は憲法改正に反対であり、これで国民の声を聞いたと思わないで欲しいという意見もあったが、地方公聴会の在り方について、どのように考えるか。(佐藤陳述者に対して)

### (傍聴者の発言の概要)

派遣委員の質疑終了後、団長は、傍聴者の発言を求めました。

#### 井坂信義君

- ・憲法を改正しなければならない時期に来ている。平和や自国を守るための軍隊を持つことや個別的・集団的自衛権を憲法上明記し、9条2項を削除すべきである。同条により、国民の国を守る意識、政府の国民を守る意識が薄れてきており、その現れが拉致問題である。イラクに派遣されている自衛隊の名誉を守るためにも、憲法を改正すべきである。

#### 今谷賢二君

- ・私たちが求める社会は、国民が主権者として重んじられ、誰もが人間らしく生き、働くことができる社会であり、そのための柱が労働と教育

である。若者の雇用問題等に取り組み、そのために勤労が義務であり、権利であることを具体的に実現していただきたい。教育についても、誰もが能力に応じて尊重される教育を実現すべきであるが、現状は条件整備が不足しており、そのような教育が実現されず、結果として生存権の保障にも不十分さを残している。今、憲法を守り、活かすことがより重要である。

- ・ 事実と反する単一民族、最高裁判所裁判官の国民審査において国民が自らの判断をしていないという発言は、残念である。

#### 演 喜代子君

- ・ 9条の改正等が語られている状況であるが、看護師として、有事の際に自分の命にかかわるような状況に陥って欲しくない。
- ・ 女性として、愛する人達が自分の命を冒されるような状況に立たされることも悲しむべきことである。

### 3月18日に、第3回の憲法調査会(通算54回目)が開かれました。

1. 仙谷会長代理から、去る3月15日に行われた広島地方公聴会についての報告を聴取しました。
2. 小委員長から、小委員会における調査の経過及びその概要の報告を聴取しました。
3. 小委員会の調査を踏まえ、委員間の自由討議を行いました。

#### 小委員長報告及び自由討議

##### 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

〈国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲(特に、EU憲法とEU加盟国の憲法、「EU軍」)〉

小委員長からの報告聴取(小委員長としての総括部分の要旨)

#### 近藤基彦小委員長(自民)

- ・ 小委員会では、アジアにおける地域安全保障体制の構築は必要であるが、安全保障に対する共通の基盤や経済分野等における信頼関係の形成、あるいは、地域安全保障と集団安全保障及び集団的自衛権との関係等について考え方の整理が必要であるとの見解が示された一方、平和主義を踏まえた北東アジアにおける安全保障対話の必要性や集団的自衛権を是認するNATOは冷戦下に生まれたという背景について発言があった。
- ・ 欧州の経験は、そのままでは他の地域のモデルにはなり得ないが、地域に政治的安定を醸成しつつ、一国だけで十分な対応ができない問題に対処するというEUの手法は、安全保障、テロ、国際犯罪やエネルギー、環境問題等多くの課題に対応するために、参考にするべき点がある。

#### 自由討議

#### 楠田大蔵君(民主)

- ・ EUは、通貨統合、EU憲法制定等を進め、その過程で国家主権の移譲が行われているが、このようなEUの壮大な構想に比べ、我が国の戦略が欠如していることから、早急に中国、韓国、東南アジアとの関係について検討すべきである。
- ・ 核・大量破壊兵器の拡散への懸念など、アジア各国共通の課題に日米安保条約だけで対処することは難しく、アジアにおける集団安全保障が必要であると考えられる。その際、我が国の国家主権が制限、移譲される場合もあると考えられ、「平和と正義を実現するため」という留保を付けて、憲法に明文化することも考えられる。
- ・ アジアにおける集団安全保障を実現するために、EUのように、まず、FTA等の経済統合や環境・エネルギー問題に取り組むことにより信頼関係を構築することが必要である。また、人権問題への取り組みも共通理念の浸透のために重要である。

#### 中谷元君(自民)

- ・ 我が国は、日米安保条約だけに頼るのではなく、外交的選択肢を拡げるために、アジアにおける集団安全保障機構の創設を検討すべきである。
- ・ アジアにはいまだに冷戦構造が残っているが、まず、EUのように経済統合から始め、安全保障分野についても協力的な関係を構築すべきである。北朝鮮問題に関する6カ国協議を安全保障問題に広げ、安全保障機構を目指すことも考えられる。
- ・ アジアの集団安全保障機構が創設されたときに、我が国は、集団的自衛権が行使できないことから、国家としての責務、役割が果たせない。単なる対米協力のためだけでなく、アジアの地域安全保障について選択肢を増やす意味においても、集団的自衛権を憲法に明記すべきである。

#### 斉藤鉄夫君(公明)

- ・ 国際熱核融合実験炉計画(ITER)を始めとした巨大科学(ビッグ・サイエンス)の分野においても、人類共通の財産・知識であるとの観点から、国際協力を考えるべきである。
- ・ EUでは、各国がそれぞれ異なるエネルギー政策をとっているが、EU全体で見たとときに整合性はとれていると考える。これに比べ、東アジア全体としてのエネルギーの保障体制については議論が遅れている。

#### 山口富男君(共産)

- ・ ツェプター参考人が、EUについて、世界的・普遍的側面とヨーロッパ的な条件から見る必要があるとし、(a)ヨーロッパでは戦後補償も含む戦争責任への対応がなされたこと、(b)人権について、共通の条件を持ち、これを高める方向で努力していること、(c)安全保障についての対話を進めてきていることについて述べたことに感銘を受けた。軍国主義の下での侵略戦争の歴史、北朝鮮による拉致問題などの不法行為が清算されていないアジアの状況に照らし、ヨーロッパの経験をどのように見るかについての問

題提起であったと考える。

- ・北東アジアにおける安全保障は、軍事的に考えるのではなく、平和の安全保障対話の枠組みをつくるべきである。6カ国協議という場を設けたことは評価されるべきである。
- ・国際的軍事活動には参加しないという留保の下で国連に加盟したという経緯も踏まえ、9条を基本に置くという日本の憲法制定時の立場を生かしていくことがアジアの安定のためにも不可欠である。
- ・広島地方公聴会では、意見陳述者の述べた平和への思いに胸が打たれ、日常生活の中での憲法の力を実感した。

#### 船田元君(自民)

- ・EU統合が過去の戦争への反省に基づくものであり、これを乗り越えるために、採択の途上にあるEU憲法の各国による批准を望む。
- ・アジアにおける地域統合、協力の問題に関しては、国の要素に違いがあるものの、その実現はアジアの安定・発展にとって重要である。アセアン地域フォーラム等における議論を通じて信頼を醸成し、また、現在の北朝鮮問題を巡る6カ国協議を活用すべきである。
- ・米国や中国との関係をどのように考えるかは大きな問題であり、我が国が安全保障面でアジアにおいて主体的に役割を果たすためには、集団的自衛権や集団安全保障を憲法に位置付けるべきである。

#### 伊藤忠治君(民主)

- ・安全保障面での協調よりも経済統合を先行させ、共通市場の形成や通貨統合を実現したEUの成果を踏まえ、北東アジアにおいても、経済を基本に信頼関係を醸成し、それを基盤に安全保障体制を構築すべきである。
- ・アジア各国のそれぞれの事情の違いを克服し、我が国は、アジアの経済圏と安全保障体制を確立する努力をすべきである。

#### 仙谷由人君(民主)

- ・広島地方公聴会では、平和の追求は手段であるとの意見もあったが、平和の追求は目的であると考えられる。EUにおいて国境における防衛が意味をなさなくなりつつある一方、スペインで鉄道爆破テロが起きたこと等を踏まえ、我が国は、国民を守ることのできる制度を構築すべきである。
- ・EU憲法草案に、プライバシー権や個人情報の保護が具体的に書き込まれている理由は、国民が分かり易いからであるというウェブタ参考人の説明に感銘を受けた。また、独立した人権救済機関やオンブズマンも憲法草案に規定されており、人権の具体的な保障のための制度構築の在り方を考えさせられた。

#### 武正公一君(民主)

- < 齊藤鉄夫君の発言に関連して >
- ・東アジアにおける石油備蓄に関する各国間の協力については、すでに話し合いが始まっている。
- < 発言 >
- ・ドイツ軍の NATO 域外派兵に関して、連邦憲法裁

判所において、域外派兵は認められるが事前に連邦議会の個別の同意が必要であると判示されたことは、国会における事前承認という我が国のシビリアン・コントロールの参考となる。

#### 土井たか子君(社民)

- ・欧州統合が「二度と戦争をしない」という教訓の下に行われたことは、北東アジアでの安全保障を考える際にも参考となる。脅威を取り除き多国間で協調していく方向が世界の趨勢であり、EUはその一つの姿である。
- ・北東アジアにおける協調体制の確立には、我が国が中心的役割を担っていくべきである。二国間条約による安全保障から多国間協調に移行すべきであり、その際、超大国の一国主義は協調を阻害するものであると考える。
- ・多国間協調を進める際、経済・環境分野における協調が先行し、核の取扱いがエネルギー及び資源の点で非常に大きな意味を持つ。広島地方公聴会において、「広島心」は核を廃絶するところであり、「いい核」「悪い核」の区別はないという意見陳述者の話に感銘を受けた。
- ・北東アジアにおける非核地帯化構想を進めていくべきであり、非核保有国が連携して構想を進めるべきである。

#### > 中谷元君(自民)

- ・多国間協調や外交努力は大事だが、平和の実現が難しい場合もある。東アジアにおける大量破壊兵器の拡散やテロ、不審船等について、抑止すること、集団的に防止することも必要であると考えられる。集団的自衛権の行使が認められないことにより目的が達成できないということは望ましくない。
- ・我が国は、米国との連携を保ちつつアジア諸国と米国等との橋渡しをする役割を担い、また、アジアにおける集団安全保障体制の在り方等について提言するなど、イニシアティブをとって関与すべきである。

#### > 土井たか子君(社民)

- ・現在は、核による抑止力が更なる脅威を生み、それが核開発競争に繋がっているのではないかと。「いい核」「悪い核」というダブルスタンダードが危険な状況をつくっている。
- ・核抑止を是認しつつ核廃絶を訴えることには矛盾があり、このような立場に依っては、核廃絶は無理である。核廃絶が肝心なのであり、核による抑止力を認めるわけにはいかない。

#### > 中谷元君(自民)

- ・協調だけでは、核の廃絶の実現はあり得ず、力をもってしなければ核保有国による核の放棄はなされない。
- ・我が国にとって、米国の核抑止力や軍事力等に依存する以外に、国民を守る手段が存在しないのが現状であり、そのような状況を改善するためにも、多国間の協調以外にも、抑止力・圧力

が必要である。

> 山口富男君（共産）

- ・中谷委員の議論は、いわば「集団的自衛権万能論」であり、海上警備の問題等いろいろな問題が集団的自衛権の保持に帰結している。日本がこのような考えを採れば間違いを犯すこととなる。個々の問題に応じて、アジアでの共同対処について考えるべきである。

> 武正公一君（民主）

- ・憲法前文には国際協調主義が掲げられている一方、日米安保条約にはそうした規定がない。日米関係と国際協調はどちらが上位概念なのかについて、中谷委員は国際協調が上位概念と認めたことがあるが、川口外務大臣は、まず日米安保条約があって、国際協調主義がその次にあるとしている。
- ・米国の核の傘に守られてきたことは明白であり、非核三原則が守られてきたかについて、正直に国民に示す必要がある。我が国は、唯一の被爆国として、非核三原則を国是として守るべきであると考える。

- ・我が国として、守らなくてはならないものは何か、譲れないものは何かということをしっかりとして固めた上で外交を展開していくべきである。

> 河野太郎君（自民）

- ・米国の保有する核が「いい核」とも言い切れず、また、我が国が米国の核抑止力に頼ることにより、安全が保障されるとも言い切れない。我が国は、核抑止力によらない安全保障を考えるべきであり、また、冷戦期に秘密とされていた事項があればこれを公開し、将来について議論する必要がある。

> 中谷元君（自民）

- ・憲法は、国際協調を掲げるが、当時の日本は米国の占領下にあり、国際協調を目指すというなかで制定されたものである。政府は、国連が機能するまでの間は、日米同盟を堅持するとの方針を示しており、まず、国連が機能するようにすべきである。
- ・我が国が米国の核抑止力の下にあるのは、我が国の安全保障が、必要最小限度とされている自衛力と、それを補う日米安保条約との二本立てで考えられているからである。我が国が真に自立するために、集団的自衛権や集団安全保障を認めるべきである。

> 大出彰君（民主）

- ・防衛庁や原子力発電所、石油タンクが核攻撃から守られるようにはなっていないなどの現実を把握した上で核攻撃への対処が論議されているとは思えない。現実を踏まえて防衛政策について議論するべきである。

## 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

### 〈直接民主制の諸制度〉

#### 小委員長からの報告聴取（小委員長としての総括部分の要旨）

保 岡 興 治小委員長（自民）

- ・直接民主制の諸制度は、主権者である国民が直接に意思の表明をするものであり、また、議会制民主主義を補完する機能を有していることは、各党派に一致した見解であると思われる。住民投票等の制度を導入することについては、積極論・消極論が存在しており、また、憲法改正を要するか否かについては、意見が分かれた。
- ・直接民主制の諸制度に絡めて、国政選挙における投票率の低下の問題が議論されたが、この問題を含め、国民主権や民主主義の在り方といった憲法の根幹にかかわる問題を議論することの意義を改めて認識した。

### 自由討議

大 出 彰君（民主）

- ・プーブル主権・ナシオン主権と違憲審査制との関係を問う私の質問に対する井口参考人の発言を聞き、13条で個人の尊重を謳う憲法の下では、極端にプーブル主権に考えを寄せることはないと感じた。

赤 松 正 雄君（公明）

- ・小委員会における中山会長と山口委員の96条を巡る意見交換を聞き、平成12年の衆議院欧州各国憲法調査議員団に参加したことを想起した。作家の塩野七生氏が、憲法改正の議論よりも96条に係る国民投票法の問題を先に取り上げるべきと指摘した。
- ・96条に係る国民投票法の問題は、現在、我々が行っている憲法改正の問題も含めた憲法の理念の具体化という議論をし尽くした後に、最初に取り扱うべきテーマであると考えている。

船 田 元君（自民）

- ・私は当初、代表民主制と直接民主制はトレードオフの関係にあると考えていたが、井口参考人や小委員間の議論を聞き、両者を相互補完的に扱ってもよいという考えに変わってきた。
- ・政党間の議論と国民の一般意思の乖離の発生など、議会制民主主義は万能とはいえないことから、今後の日本の民主主義の健全な発展のためにも、議会制民主主義を補完するための直接民主制を憲法に取り入れることが大事である。
- ・国民投票の頻繁な実施による投票率の低下、レフェンダム威嚇、プレビシット、イニシアティブ産業による世論の意図的な形成といった、国民投票が抱える問題点に対し、どのように対応すべきか検討する必要がある。
- ・憲法をどう活かしていくか、憲法と現実社会の乖離をどのように克服するかという議論は続けるべきだが、これまで憲法改正に係る国民投票の制度的保障を用意しなかったことは国会の怠

慢であり、責任を感じる。今後、この点について議論を進めるべきである。

**山口 富 男君（共産）**

- ・井口参考人の陳述は、憲法の理念の具体化に一番の力点があったと考える。
  - ・憲法は、代表民主制を基本としながら、96条の国民投票や裁判官の国民審査など直接民主制の枠組みを入れており、代表民主制と直接民主制とはどちらが主・従という関係ではなく、国民主権という憲法の理念の具体化という点で両者の方向性は同じであるというのが、井口参考人の強調したかったことであるとする。
  - ・井口参考人は、今必要なのは、憲法改正ではなく憲法の理念の具体化であるとの立場をとるために、96条を巡る問題について踏み込まなかったと理解している。
  - ・96条に係る国民投票法が具体化されないことを、国会の怠慢・立法不作為と捉えて議論を組み立てることはできないと考える。なぜなら、立法不作為とは、国家賠償に係る国民の権利の侵害により生じる問題であるが、憲法制定以来60年間、憲法改正権は、国から侵害されていないからである。
  - ・96条を巡る問題は、国民主権の原理を憲法改正権としてどのように具体化するかという問題であるため、現時点での法律の具体化は必要ないと考える。
  - ・現在、各党から憲法改正という問題が提案されているが、それと関連して国民投票法案が提出されるなら、反対である。
- > 中山太郎会長
- ・私の96条に係る国民投票法についての問題提起の趣旨は、民主主義の基本であるところの主権者は国民であるという自信を持って欲しいという点にある。
- 玄 葉 光一郎君（民主）**
- ・議院内閣制を維持し、その本来の機能を発揮させるために、憲法上、内閣総理大臣の職権・責任について、より明確な規定を置くべきである。

**統治機構のあり方に関する調査小委員会**

**〈人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度〉**

**小委員長からの報告聴取（小委員長としての総括部分の要旨）**

**木 下 厚小委員長（民主）**

- ・議会型オンブズマンの設置が必要であるとの見解、その設置を憲法で規定すべきであるとの見解、既存の行政相談制度の活用や衆参の行政監視に関する委員会の機能強化をまず図るべきであるとの見解等が示された。
- ・オンブズマンの憲法上の位置付け、特殊オンブズマンや地方オンブズマンの必要性の有無、オンブズマンを導入する際の留意点、情報公開制度との関係、オンブズマンの組織の在り方、その任命における党派性の排除の可能性等をめぐり、多様な見解が示された。
- ・現代行政国家において、オンブズマン制度の導

入の是非が大きな論点であること等にかんがみれば、引き続き総合的見地から議論を深める必要があると感じる。

**自由討議**

**永 岡 洋 治君（自民）**

- ・オンブズマン制度の導入の前に、まず、衆議院決算行政監視委員会、参議院行政監視委員会について、機能の強化等を行うなど、審議を一層充実させ、より効果的な国会による行政のチェックを行うことが必要である。
- ・新たな制度の構築は、多大な労力、費用等が伴うこと等から、オンブズマン制度導入の前に、行政相談制度が十分に機能しているかを検証し、必要があればこれらを補完・充実すべきである。
- ・一般に国レベルの行政が担う公益性は地方レベルよりもはるかに重大であると考えられること、また、国会の行政監視のための委員会の活用・充実を図ることが先決であることなどから、国レベルでのオンブズマン制度の導入は、慎重に検討する必要がある。
- ・将来オンブズマン制度を導入する場合には、「議会型オンブズマン」がふさわしいと考えるが、憲法に規定することが適当なのか、新たな法律を制定することで十分なのかを諸外国の憲法の規定例も見つつ、考えていくべきである。
- ・オンブズマン制度の成功のためには、国民の間に正しい理解を醸成しなければならない。ここでいうオンブズマンが、いわゆる市民オンブズマンとは異なることに留意する必要がある。
- ・個人の権利と公益のバランスが大切であり、オンブズマン制度が導入された場合にも、申立をした個人の権利だけでなく、行政が担う公益を含め、幅広い見地から適正な解決を図るという運用が必要である。

**山口 富 男君（共産）**

- ・参考人が、オンブズマンの憲法上の根拠について、立法府の国政調査権と主権者国民の主権行使としての請願権とに二重に包まれるものとして有効であると述べていることから、これを積極的に受け止め、具体化を図ることが必要である。

**鈴木 克 昌君（民主）**

- ・行政相談等の制度や議会が十分機能していれば、コスト面からもオンブズマンは必要ないと考えるが、警察や医療等の専門的知識が必要とされる分野において特殊オンブズマンを導入することは十分検討に値する。
- ・オンブズマンの憲法上の位置付けについては、まず、法律によってオンブズマンを導入し、国民の認知を得てから、憲法に規定するのが適当である。

**辻 惠君（民主）**

- ・20世紀後半以降の行政国家化の中で、どのように行政をチェックするのかという課題があるが、

国民が主権者である国家の成立とともに生まれた三権分立の枠組みを前提とするのは、必ずしも妥当ではない。21世紀は、地方ができることは地方でという補完性の原理に基づき、地方に根ざした共同体を基本に統治の在り方を考える必要がある。なお、国に残る権能、特に警察、刑務所等の強制的権能に対するチェックのために、オンブズマン制度は有効である。

#### 船田 元君（自民）

- ・国民の多くは、オンブズマンといえればいわゆる「市民オンブズマン」を想起する。その実績は認められるが、行政や市民の中にはこれについて警戒感もある。
- ・本来のオンブズマンである公的オンブズマンについて、政治の場において議論し、国民の認知を図っていく過程が重要である。
- ・現行の行政相談制度は、行政府型オンブズマン的性格を有するものであり、その充実・強化が望まれるが、同じ行政によるチェックには限界がある。参考人も指摘したように議会型オンブズマンが望ましい方向である。
- ・衆議院決算行政監視委員会等の現行制度の役割・機能は不十分であり、充実していくことが必要である。また、議会型オンブズマンを導入した場合、各政党からの独立性をどのように確保するかが課題となる。
- ・参考人も述べたように、16条の請願権を具体化するという形でのオンブズマンを考えることができる。

#### 武正 公一君（民主）

- ・オンブズマンは、行政を専門家が国民に分かりやすく解きほぐし、それにより行政が国民の信頼を得られることになり、評価すべきものである。
- ・行政の運営に当たって、国民の信頼は欠かせない。その意味で民主党は、国家行政組織法3条に定める準立法機能・準司法機能を有する独立行政委員会(3条委員会)の新たな設立を訴えており、3条委員会もオンブズマンと同様に取り入れていくべきである。例えば、放送の独立性を確保するため、放送局の許可権限を3条委員会が持つべきである。

#### 山花 郁夫君（民主）

- ・オンブズマンは、一般に議会による行政統制といわれており、議会型が望ましい。屋上屋との議論もあったが、現行制度が機能しているのか疑問である。その意味で、廃案となった人権擁護法案においては人権擁護委員会を設置することとしていたが、第三者機関であるオンブズマンを設置することも考えうるのではないかと。
- ・オンブズマンは、独立行政委員会とも言えることから、オンブズマン任命に当たっての独立性の確保の問題については、現行の独立行政委員会における任命の在り方が参考になる。
- ・オンブズマンは、独立行政委員会と同様に法律によって設置することが可能であると考えられるが、参考人から、オンブズマンを憲法上位置付けることが望ましいとの指摘もあり、そうしたことについて議論する必要がある。

#### 基本的人権の保障に関する調査小委員会

#### 《市民的・政治的自由（特に、思想良心の自由、信教の自由・政教分離）

#### 小委員長からの報告聴取（小委員長としての総括部分の要旨）

#### 山花 郁夫君小委員長（民主）

- ・思想・良心の自由については、ドイツの「闘う民主制」のように、いかなる思想等をも保護するものではなく、ある程度の限界が設けられるべきではないかとの意見が出された。
- ・信教の自由については、歴史的な反省を十分踏まえて、靖国神社問題などについて考えるべきであるとの意見があった一方、靖国神社問題などは誤解に基づく不毛な議論といえないこともなく、より議論を深めていく必要があるとの意見も出された。また、地方自治法の住民訴訟のような制度を国についても設けることは、立法政策として検討に値するのではないかと議論があった。
- ・思想・良心の自由及び信教の自由は、歴史的に大変重要な意義を持つ自由であり、人間存在の根源にかかわる自由である。
- ・しかし、国民の生活と身近なところには、思想・良心の自由及び信教の自由に関連する多くの問題がいまだに存在している。憲法の人権規定が、具体的な事例にいかなる影響を及ぼし、また、及ぼしうるのかといった点も踏まえ、基本的人権に関する議論を深めていきたい。

#### 自由討議

#### 小野 晋也君（自民）

- ・戦後の日本においては、自由や権利があまりにも礼賛され、内心の発露である行動について自由を主張し過ぎるようになったため、自分に利があれば善であり、害があれば悪であるというような風潮が生まれた。しかし、本来、自らが自らをコントロールしながら社会的な調和を図るという姿勢こそあって然るべきである。
- ・これを首相の靖国参拝の問題に当てはめると、靖国神社参拝に反対する者にとっても、賛成する者にとっても、自分の思想信条の自由が侵されると感じる事となる。
- ・本来、法律レベルでこの問題を解決するのは難しいのであって、憲法において、「自己抑制と他との調和」を明記すべきと考える。同時に、前文などにおいて、先人達が培ってきた伝統・歴史・文化などを尊重すべしということを書き込み、これを判断の指針とすべきである。

#### 辻 惠君（民主）

- ・確かに、小野委員の指摘するように、自らが自らをコントロールしながら社会的な調和を図るべきである。しかし、憲法上の権利・自由という場面にそれを持ち込もうとするとき、どのように規定し、誰が判断するのか。
- ・なぜ憲法上、政教分離が制度的保障として設けられたのか。それは、物事の善悪・正否を権力が判

断することにより、結果として信教の自由が侵害されることとなった戦前への反省に基づくものである。このことを、今一度振り返る必要がある。

#### 山口 富 男君（共産）

- ・野坂参考人は、意見陳述において、憲法の条文を議論するに当たっては、なぜそのような規定が置かれることとなったのかという歴史的経緯や背景を押さえることが大切であるということ 강조했다。憲法調査会における議論においても、歴史的経緯や背景を押さえることが重要であると考えた。
- ・小野委員の指摘は、立憲主義をどう捉えるかにかかわる問題であると考えた。すなわち、この問題を考えるに当たっては、市民社会における市民対市民の問題、国家対市民の問題など様々な場面を区別して考えなければならない。
- ・首相の靖国神社参拝については、内閣総理大臣という憲法に位置付けられた存在が特定の宗教施設に繰り返し参拝するということであり、20条3項に違反すると考えた。
- ・特に、靖国神社は、戦前、宗教的軍事施設ともいべき存在だったのであり、そのような歴史的背景を持つ神社に首相が参拝することは、憲法の平和主義の精神にも反するし、あの戦争への反省をないがしろにするものである。
- ・裁判所が首相の靖国神社公式参拝について違憲性の疑いを指摘した以後、政府は、「公人」か「私人」かをはっきりさせないようになってきている。これはまやかしかつて、誰が見ても「内閣総理大臣」が「靖国神社」に参拝しているのであり、違憲であると考えた。

#### 小 野 晋 也君（自民）

- < 辻委員の発言に関連して >
- ・戦前への反省など歴史的経緯や背景を踏まえることは当然である。しかし、その一方で、現在の日本の社会がいかなる状況にあり、いかなる社会であるべきか、そのために政治がどのような努力をすべきかに注目しないことは、政治家として正しい姿勢とは思われない。
- < 山口委員の発言に関連して >
- ・司法府の判断はきちんと受け止めなければならないが、かつて、首相をはじめ閣僚は、当然のように靖国神社に参拝していた。これがある時点から「突如」その違憲性が問題にされるようになった。
- ・慰霊のために靖国神社が重要であるという国民的合意があるならば、靖国神社問題を解決するために、憲法を改正することを躊躇すべきではない。
- ・憲法改正のための国民投票制度についても、一方において憲法遵守を言いつつ、憲法改正の意図を感じるから反対するというのは、自己矛盾ではないかと感じる。

#### 山 花 郁 夫君（民主）

- ・首相による靖国参拝は、「私的」なものであっても、個人的には反対であるが、公的なものとなれば憲法上問題である。国立の追悼施設を建設することで解決を図るべきではないか。
- ・小委員会において議論されたが、靖国問題に関

する訴訟は、住民訴訟の形式が活用され、裁判所がこの訴訟の形式を受け入れる判断をしたことが契機となっている。ある時期に「突如」発生したものとする理解は当たらない。

#### 辻 惠君（民主）

- ・私も、他者への思いやりや年配者への尊敬の念などが近年おろそかになっているのではないかと感じており、将来の日本に対し危機感を抱いている。決して権利・自由のみを主張し続けられよといは考えていない。しかし、憲法は、国家对私人の関係を規律するものであることを踏まえるべきである。
- ・政教分離原則は、信教の自由を保護するための制度的保障として定めてあり、私人の関係を規律するものではなく、国家の行為を抑制するものであることを肝に銘じるべきである。

#### 山 口 富 男君（共産）

- ・首相等の靖国参拝に対しては、戦後早い時期から宗教者などから問題とされていたことであり、「突如」発生したわけではない。また、靖国参拝に対する外国からの非難も、外国と国交を樹立し平和関係を築いていく中で、国際政治の問題として生まれ、広がりを持ってきたものである。
- ・我々は、当然戦没者を悼む気持ちを持っている。しかし、政教分離原則からいって問題のある靖国参拝という方法によってこの気持ちをあらわそうとすることは問題であり、戦没者を悼む場を別に作るといった方法で解決すべきである。また、この問題を、憲法改正によって解決しようとする意見は、まったく理解できない。

#### 船 田 元君（自民）

- ・思想・良心の自由は、日本国憲法においてはほぼ無条件に保障されるものだが、ドイツ連邦共和国基本法では、「闘う民主制」の規定により、思想・良心の自由にも一定の制約が設けられている。このドイツの規定を参考にすべきである。
- ・首相の靖国参拝は、戦没者の心情を思うことに伴う自然の発露であり、目的効果基準を適用した場合も、政教分離原則に照らして大きな問題があるとは考えない。
- ・拝礼の方式を一礼だけにとどめるといった方法でこの問題を回避しようとするのは姑息である。また、参拝が公的か私的にこだわることはナンセンスである。

#### 山 花 郁 夫君（民主）

- ・仮に首相が靖国参拝をするのであれば、せめて「私的参拝」と言っていたきたい。
- ・人権保障も侵害されたときに争うルールがなければ、画に描いた餅になってしまう。そこで、立法政策の見地としては住民訴訟や客観訴訟の制度の導入を検討し、あるいは、憲法裁判所の導入を検討するべきであると考えた。

#### 園 田 康 博君（民主）

- ・政教分離の判定基準である目的効果基準は、日本の場合、そのモデルとなった米国の基準と比べ社会通念なども考慮しており、厳格さに欠けている。判例をしっかりと見直し、20条1項後段

にさらに目的効果基準を明記することにより、政教分離に関する議論が明確になると考える。

**小野 晋也君(自民)**

- ・「法の下における統治」をすべての場面に及ぼすとすれば、首相の靖国参拝について、学界の大勢であるとか、判決において違憲のおそれがあるというようなあいまいな議論で批判を繰り返すのではなく、実際における国民の感覚をしっかりと押さえた上で、法というものを日本社会がどう捉えているのかをしっかりと議論しなければならない。
- ・辻委員は、憲法は私人と国家との関係であると指摘するが、憲法に義務規定が明記されていることもしっかり認識しながら議論を深めるべきである。
- ・日本においては、政府と国民が敵対関係にあるのではなく、ともに社会を構成することにより、お互いの良いところを伸ばし合うような考えを盛り込んだ憲法の改正をすべきであると考えている。

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・受付意見総数：2327 件(3 / 1 8 現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1410	封書	440
FAX	303	E-mail	174

・分野別内訳

前文	210	天皇	85
戦争放棄	1557	権利・義務	58
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1318

複数の分野にわたる意見もございまして、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】**

FAX 03 - 3581 - 5875  
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp  
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1 - 7 - 1  
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係  
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

**今後の開会予定**

日付	開会時刻	会議の内容
3.23 (火)	午前 9:00	憲法調査会(公聴会開会承認要求に関する件)
3.25 (木)	午前 9:00	最高法規小委〔テーマ〕 憲法保障(特に、憲法裁判制度及び最高裁判所の役割) 最高裁判所当局より説明聴取 竹崎博允君(最高裁判所事務総長) 外事務総局局長 参考人: 笹田栄司君(北海道大学大学院法学研究科教授)
	午後 2:00	安保国際小委〔テーマ〕 非常事態と憲法(国民保護法制を含む) 参考人: 小針司君(岩手県立大学総合政策学部教授) 松浦一夫君(防衛大学校助教授)
4.1 (木)	午前 9:00	基本的人権小委〔テーマ〕 公共の福祉(特に、表現の自由や学問の自由との調整) 参考人: 松本和彦君(大阪大学大学院高等司法研究科教授)
	午後 2:00	統治機構小委〔テーマ〕 財政(特に、国民負担率の問題を含む社会保障の財源問題、国会による財政統制) 参考人につきましては、現在、調整中です。
4.8 (木)	未定	憲法調査会(小委員長からの報告聴取及び自由討議)
4.15 (木)	未定	憲法調査会

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。  
**(衆議院会議録議事情報)**  
[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)  
**(国立国会図書館)**  
<http://kokkai.ndl.go.jp/>